

太洋のCNC型及びHANC型パイプベンダーは、「生産性向上特別措置法」及び「中小企業経営強化法」の適用対象機種です。以下の支援措置が受けられます。

A. 生産性向上特別措置法に基づく支援措置;「先端設備導入計画」の市区町村による認定が必要。

- ①固定資産税の課税標準が3年間0～50%に軽減(*市区町村の条例による。)
- ②計画に基づく事業に必要な資金繰り支援(信用保証)
- ③国の補助金(ものづくり補助金等)の優先採択

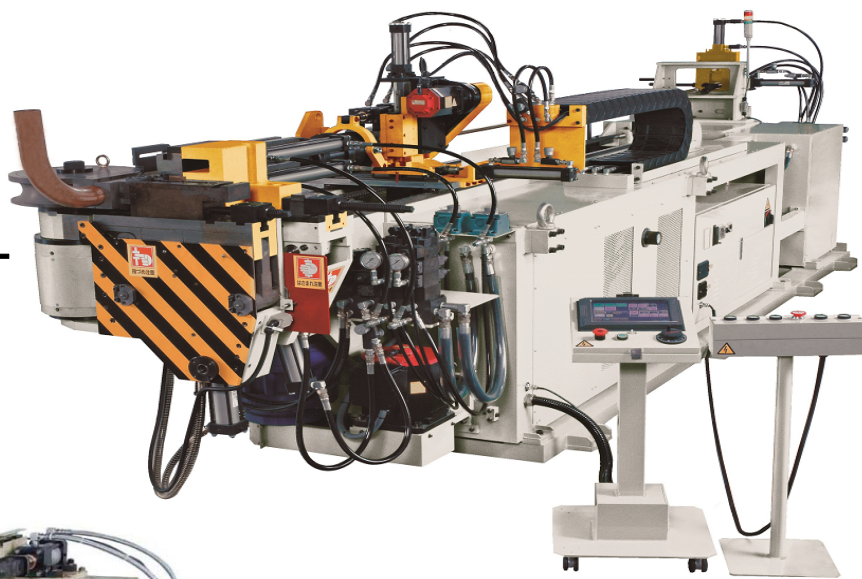
B. 中小企業経営強化法に基づく支援措置;「経営力向上計画」の担当省庁による認定が必要。

- ①即時償却又は最大10%税額控除(資本金3,000万円超の中小企業等は7%)
- ②金融支援(低利融資、信用保証枠拡大、債務保証等)

(注1)A. B. いずれも令和元年度末までに導入した新規設備が対象です。

(注2)A. は市区町村及びB. は担当省庁への申請に必要な「証明書」は当社にご用命ください。

CNC型パイプベンダー



HANC型パイプベンダー